

松子保第34号
令和2年4月10日

認可保育園等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の事業主様

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育施設等の登園自粛の要請について

令和2年4月7日、国の新型コロナウイルス対策本部長はインフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令、実施すべき区域として千葉県を含む7都府県を指定し、千葉県では外出の自粛要請が行われました。

これを踏まえ、本市の保育施設(認可保育園・認定こども園・小規模保育事業)及び認可外保育施設につきましては、ご家庭の状況により家に一人であることが難しい低年齢のお子様をお預かりする施設であることから、現段階では休園とすることは難しいものと考えております。

そこで、本市では新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、保育施設等の登園の自粛を強く要請しております。

事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言が発令されている5月6日(水)まで、保育施設等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

〈問合わせ先〉

松戸市 子ども部 保育課

松戸市根本 387 番地の 5

TEL 047-366-1111 (内線 5326)

FAX 047-365-1009